



税のお知らせ

軽自動車税の減免

対象 障害者手帳等をお持ちの方のために使用される軽自動車等で、一定の要件を満たす場合
 ※昨年度軽減を受けている方で、障害者手帳等をお持ちの方や運転者の方に変更のない方は提出不要です。

申請に必要な書類等

(未納の) 納税通知書・運転者の運転免許証・印鑑・障害者手帳等・申請者の身分を証明できる物
用 5月初旬発送の軽自動車税納税通知書到着後、必ず納期限(5月31日(月))までに市民税課または、吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課へ申請してください。

※昨年度、軽減を受けていた方も、買い替え等により軽自動車を廃車された方、障害者手帳等をお持ちの方や運転手の方に変更がある場合は改めて申請をする必要があります。

問 市民税課 ☎ 22-2209

税務関係証明書請求時の身分確認書類について

所得課税証明書、評価証明書、納税証明書など税務関係証明書の請求の際には、本人確認のため、マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など**官公署が発行した顔写真付の身分証明書**が必要です。

お持ちでない方は、事前にお問い合わせください。

問 市民税課 ☎ 22-2209

資産税課 ☎ 25-6076

収納課 ☎ 22-2210

令和3年度の

所得課税(非課税)証明書は、6月1日(火)から交付します

本人と同一世帯以外の方が申請する場合は委任状が必要です。

問 市民税課 ☎ 22-2209

吉田・大滝・荒川総合支所税務担当

吉田 ☎ 77-1113

大滝 ☎ 55-0101

荒川 ☎ 54-2111

軽自動車税を口座振替で納めている方へ

5月31日(月)の納期限から6月上旬に軽自動車税納税証明書(車検用)を申請する場合には、申請の際に、軽自動車税の引落とし額を記帳した通帳をお持ちください。

軽自動車税納税証明書(車検用)の発行には、軽自動車税を納めたことを確認する必要がありますが、金融機関から市へ引落しの報告が届くまでの間、納税の確認ができません。納税の確認ができない場合、納税証明書(車検用)を発行することができませんので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、口座振替で納税した方には、6月中旬に納税証明書を郵送します。

市税等の納付は口座振替が便利!

市税等(市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税)は口座振替による納付をお勧めしています。

問 収納課 ☎ 22-2210

スマートフォンで

納税

できます!



スマートフォン決済アプリ(無料)を利用し、納付書に印刷されているコンビニ収納用バーコードを読み取ることで、市税等の納付ができます。

対象税目

- ・ 市県民税(普通徴収分)
- ・ 固定資産税・都市計画税
- ・ 軽自動車税
- ・ 国民健康保険税

利用可能な

スマートフォン決済サービス

- ・ Pay B
- ・ Pay Pay 請求書払い
- ・ LINE Pay 請求書払い
- ・ 楽天銀行コンビニ支払サービス
- ・ Fami Pay 請求書払い
- ・ **納付手続きに必要なもの**
- ・ コンビニ収納用バーコードが印刷された納付書
- ・ スマートフォン(タブレット端末も可)
- ・ スマートフォン決済アプリ等

※利用方法などは、各アプリで異なります。詳しくは各アプリ公式HPをご確認ください。

ご利用の際の注意事項

- ・ 領収証書は発行されません。領収証書や軽自動車税納税証明書(車検用)を必要とする場合は、納付書裏面記載の金融機関やコンビニエンスストア等の窓口で納付してください。
- ・ 金額を訂正した場合やバーコードの印字がない(金額が30万円を超えるもの)、読み取りができない場合は利用できません。
- ・ 納付書のバーコードの使用期限を過ぎると利用できません。
- ・ 決済手数料は無料です。ただし、利用にかかるパケット通信料はご本人負担となります。

その他 市税等の納期は、市報4月号16ページをご確認ください。

問 収納課 ☎ 22-2210